

沖縄県こどもの居場所ネットワーク 趣意書

1 ネットワークの趣旨

こどもの安心や多様な学び・体験、多世代との交流の場、地域のつながりや見守りの役割を果たす場所として、こどもの居場所づくり活動が広がりをみせ、沖縄県内でも市町村が支援を行う居場所や、民間による居場所も増加しています。

そのような中、個々の取り組みやノウハウが共有されにくい、また企業等からの支援の受入についても、個別の対応・調整となっており支援につながりにくいといった課題があり、居場所間や地域の中でのネットワークの構築が必要です。

そこで沖縄県社会福祉協議会では、居場所の運営者、地域の支援者等がゆるやかにつながり、こどもの居場所からはじまる地域の支え合いのネットワークをつくることを目的に、県が進める沖縄子供の貧困緊急対策事業に基づく本事業を THANKS（サンクス）運動の一環として実施することとしました。

本ネットワークでは、こどもの居場所を広めるための講演会の開催、地域の中での支援の輪をつくる連絡会の開催、さらに、各居場所の活動や情報等をお届けし、こどもの居場所の活動の推進に取り組んでいきたいと考えています。賛同いただける方はぜひ参加し、一緒にネットワークを育てていきましょう。

2 主な取り組み内容

- (1) こどもの居場所の活動について把握し、居場所間、学校や地域住民との連携を図る中で、こどもの居場所について、誰もが行きやすい居場所の推進、また、地域の中でより良い活動づくりを一緒に目指しましょう。
- (2) 地域住民等に対してこどもの居場所づくりへの理解を深め、活動の輪を広げるため、広報活動を通じて活動に役立つ情報の収集・発信を行います。
- (3) こどもの居場所の活動をする上での課題を把握し、必要な時には専門的な支援を実施する拠点型こどもの居場所へつながるような重層的な仕組みづくりを目指します。
- (4) こどもの居場所の活動支援のため、企業等をはじめ行政、関係団体と連携を図ります。



沖縄子供の貧困緊急対策事業「沖縄県こどもの居場所ネットワーク事業」

社会福祉法人 沖縄県社会福祉協議会 沖縄県こどもの居場所ネットワーク事業 運営規約

1. 名 称

沖縄県こどもの居場所ネットワーク事業（以下「ネットワーク事業」とする。）

2. 事務局

沖縄県社会福祉協議会
(沖縄県那覇市首里石嶺町 4-373-1 沖縄県総合福祉センター西棟 4 階)

3. 目 的

こども食堂を含む、こどもの居場所を運営している団体及びその活動に賛同する企業等・個人間の交流、情報共有、広報啓発等を行い、沖縄県内各地で活躍しているこどもの居場所間や、地域資源とのネットワークを広げ、地域の中での活動の継続や質の向上につなげていくことを目的とする。

4. 活動内容

目的を達成するため以下の活動を行う。

- ① ホームページ等を活用し、市町村単位のネットワーク・居場所個々の活動の好事例の普及等情報発信を行う。
- ② 沖縄県内のこどもの居場所を運営している団体や地域の支援者等を対象とした連絡会を開催し、運営上の課題共有や解決に向けた意見交換等の実施。
- ③ 沖縄県こどもの居場所ネットワーク支援等検討会を開催し、ネットワーク事業の取り組みについての協議、居場所を運営する際の課題等の検討。
- ④ こどもの居場所について広めていくための講演会の実施。
- ⑤ 関連情報の提供（内閣府、厚生労働省、助成金等の情報）。
- ⑥ 活動に賛同する企業等からの支援受け入れに係る調整。

5. 構成員

ネットワーク事業の構成は、沖縄県内でこどもの居場所運営に携わる団体とする。
目的に賛同する参加希望団体は、以下の書類を事務局に提出する。

- ① 同意書兼参加申込書（別紙 1）

6. 参加要件

参加については、下記の要件を満たすものとする。

- ① 本事業の目的に賛同し、沖縄県におけるこどもの居場所づくりの取り組みを広げていく。
- ② 特定団体への勧誘や営利を目的としないこと。
- ③ 反社会的活動を行っている団体、個人ではないこと。

7. 変 更

参加申込時に提出した登録内容に変更が出た場合は、速やかに事務局へ連絡をする。

8. 附 則

この規約は、2019 年 12 月 6 日から施行する。